

令和4年度 日向市総合教育会議

■日 時：令和4年10月25日（火）

15：30～

■会 場：災害対策本部室

<会 次 第>

1. 開 会

- (1) 市長あいさつ
- (2) 出席者紹介
- (3) 日向市総合教育会議設置要綱【資料1】

2. 協議事項

- (1) 教職員の働き方改革と部活動の地域移行について
- (2) ヤングケアラーへの対応について
- (3) その他

3 閉会

■総合教育会議 委員名簿

<日向市長>十屋 幸平

<教 育 長>今村 卓也

<教育委員>垣内 正俊、是澤 利保、黒木 智美、児玉 広美

■事務局

<教育委員会>小林教育部長（教育総務課）大平課長、金丸係長

（学校教育課）若杉課長、寺田課長補佐、野元課長補佐、小野係長

<福 祉 部>藤本福祉部長（こども課）佐藤課長

<総合政策部>田中総合政策部長（総合政策課）濱田課長、黒本課長補佐

○日向市総合教育会議設置要綱

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、日向市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化・体育の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又は被害が生ずるおそれがあると見込まれる等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議
- (4) その他会議に必要とされる事項

(構成員)

第 3 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 4 条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第 5 条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第 7 条 市長は、会議の終了後遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、総合政策部総合政策課において行う。

(委任)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。